

果漸く會社案を認むるに至り同日午後八時會社側と争議
團飯場頭の代表が正式に會見し双方異議なく左記條件に贊
成し解決したのである。

解 決 條 件

- 一 横山監督の敵首問題は將來を戒諭すること
- 二 暴行其の他不法行為の事實發生に際しては事實調査の上善
慮す
- 三 補助監督一名を増員す
- 四 従來一兩拾六錢五厘を貳拾錢とす 但し本月三十一日よ
り實施（帳簿等複雑の爲）尙明 一月一日より拾八錢五厘
とす
- 五 最低賃金を従來壹圓拾錢を壹圓貳拾錢とす
- 六 休憩の際に希望により他の精役に廻す

- 一 現浴場以外に敷地なき爲各飯場に三、四の浴場設備をなす
但し燃料自辨のこと
- 二 従來差別待遇をなしたることなきも將來一層留意す

附 帶 條 項

- 一 此の争議に依る犠牲者を出さず
- 二 會社側は争議團に金一封（金五百圓内百圓は飯場主より支
出）を支給す